

用語の解説

1. 用語の解説

<医療施設の種類>

病 院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの
一般診療所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの
歯科診療所	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

<病院の種類>

精神科病院	精神病床のみを有する病院
結核療養所	結核病床のみを有する病院
一般病院	上記以外の病院(平成10年までは伝染病院も除く)
地域医療支援病院	他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院(「医療法」(昭和23年法律第205号)第4条)
医 育 機 関	「学校教育法」(昭和22年法律第26号)において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究附属病院も含む。

<病床の種類>

精神病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床
感染症病床	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床
結核病床	結核の患者を入院させるための病床
療養病床	病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
一般病床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
介護療養病床	療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規程によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

在院患者	病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。
新入院患者、退院患者	毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。
外来患者	新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

従事者数 平成14年以降は総ての職種を常勤換算し、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び準看護師については、実人員についても表章している。
10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

介輔 かいほ 医師の監督・指導の下に一定期間助手等をつとめた者で、沖縄県のみにおいてその業を行うことを認められた者。

常勤換算 従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間}}{\text{医療施設で定めている常勤者1週間の勤務時間}}$$

2. 比率の解説

$$\text{1日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

※365日(ただし、閏年は366日)
平成24年:366日
平成25年:365日

$$\text{1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{年間在院患者延数の1月～12月の合計}}{\text{(年間日数×月末病床数)の1月～12月の合計}} \times 100$$

$$\text{月末病床利用率} = \frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床等については、次式による

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\begin{array}{cccc} \text{年間} & & \text{年間} & \\ \text{新入院} & + & \text{退院} & + \\ \text{患者数} & & \text{患者数} & \\ \text{+ 同一医療} & & \text{+ 同一医療} & \\ \text{機関内の} & & \text{機関内の} & \\ \text{他の病床} & & \text{他の病床} & \\ \text{から} & & \text{へ} & \\ \text{移された} & & \text{移された} & \\ \text{患者数} & & \text{患者数} & \end{array} \right]}$$

3. 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小(0.05未満)の場合	0.0、0
減少数又は減少率を意味する場合	△

4. 利用上の注意

本年報に収録した諸統計の出典は、厚生労働省の「医療施設調査」「病院報告」「医師・歯科医師・薬剤師調査」「地域保健・健康増進事業報告」「衛生行政報告例」であり、これらの情報を本県で分類・集計・加工したものである。

- (1) 数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (2) 人口10万対等比率算出のために用いた人口は、以下のとおりである。

なお、人口推計については、総務省、沖縄県がそれぞれに推計しているため、一致しないことがある。

「医療施設調査」、「病院報告」

・都道府県単位

「人口推計(平成25年10月1日現在)」の総人口(出典:総務省統計局)

・市町村・保健所単位

「沖縄県推計人口(平成25年10月1日現在)」の総人口(出典:沖縄県統計課)

「医師・歯科医師・薬剤師調査」

2年に一度の調査であり、最新調査年は平成24年である。よって平成24年10月1日現在の上記人口を用いている。

- (3) 平成25年4月1日に那覇市が中核市に移行したことに伴い、中央保健所の廃止、那覇市保健所の開設がされ、管轄区域が変更されたため、那覇市保健所、中央保健所、南部保健所の年次推移の単純比較が難しい場合がある。

保健所管轄区域	平成24年3月31日まで	平成25年4月1日から
北部保健所	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
* 那覇市保健所		那覇市
* 中央保健所	那覇市、浦添市、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町	(廃止)
* 南部保健所	糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古保健所	宮古島市、多良間村	宮古島市、多良間村
八重山保健所	石垣市、竹富町、与那国町	石垣市、竹富町、与那国町

※ 厚生労働統計の調査結果は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)(<http://www.e-stat.go.jp/>)から閲覧できる。